

R8労働環境改善等助成金に係る質問について 【回答】（R8.7.2時点）

※公表にあたり、いただいた質問の表現を一部変更しています。

No	区分	質問内容	回答	掲載日
1	労働環境改善経費	以下の機器・保護具の導入を検討しております。つきましては、これらが本助成金の支給対象として認められるかについてご教示いただけますでしょうか。 ※カタログ添付あり <u>1. 集じん機、空気清浄機、防じん・防毒マスク</u> 現場での粉塵の吸入による健康被害を防ぐために3点を併せて導入したいと考えています。 <u>2. 作業アシストスーツ</u> 重労働の負担を軽減することが可能なため、疲れによる転倒などの労働災害を防げることや女性の就業可能業務の拡大のために導入をしたいと考えています。 <u>3. インカム</u> 危険排除（作業中のスマートフォンの確認）や騒音作業中などに緊急時の連絡の対応遅れにつながるリスクを防ぐために導入をしたいと考えています。	助成対象になるかどうかは、商品の詳細や導入の目的等を総合的に勘案して判断します。今回ご質問の物品については、次のとおりです。 <u>1. 集じん機、空気清浄機、防じん・防毒マスク</u> 直接、労働環境の改善に資するものではないので、助成対象となりません。 <u>2. 作業アシストスーツ</u> 重労働の負担軽減（労働環境の改善）を目的としているので、助成対象です。 <u>3. インカム</u> 直接、労働環境の改善に資するものではないので、助成対象となりません。	R8.6.5
2	労働環境改善経費	施工管理システムの導入を検討しております。つきましては、本助成金の支給対象かどうかご教示願います。※カタログ・見積書添付あり <u>1. 施工管理システム</u> 理由：現在使用している工事管理システムはCAD・写真管理の内容が不十分で業務効率向上のため、このソフトを導入したい。	助成対象になるかどうかは、商品の詳細や導入の目的等を総合的に勘案して判断します。今回ご質問の物品については、次のとおりです。 <u>1. 施工管理システム</u> 直接、建設工事の生産性向上に資するものであるため、助成対象です。 ただし、リースやレンタルの場合は助成対象となりません。 また、次の費用は助成対象となりません。（見積書に含まれていても問題ありませんが、助成対象経費からは除きます。） ・システムの保守に係る費用 ・サブスクリプションに係る費用 ・その他サポートサービス等に係る費用	R8.6.19
3	労働環境改善経費	建設工事における安全性及び生産性の向上に寄与する消耗品として、コードレスの電動工具（ドリルなど）は、対象になりますか？	直接、労働環境の改善に資するものであれば助成対象となりますが、商品の詳細や導入の目的等を総合的に勘案して判断します。 交付申請を行う際は、「事業計画書」に現状・課題や事業の目的を記載し、商品の詳細がわかるもの（カタログ等）を添付してください。	R8.6.25

R8労働環境改善等助成金に係る質問について 【回答】（R8.7.2時点）

※公表にあたり、いただいた質問の表現を一部変更しています。

No	区分	質問内容	回答	掲載日
4	資格取得経費	従業員に大型免許及び大型特殊免許を6月22日より受講するのですが、対象になりますか？	交付決定前に事業に着手（申込み）しているものは、助成対象となりません。助成金の交付決定後に受講等の申込みを行うことができ、かつ、令和9年1月31日までに資格を取得（複数回に分割して行われる資格試験については、該当回の合格発表）できるものが、助成対象となります。 （「建設業労働環境改善助成金Q&A」Q6－4参照）	R8.6.25
5	労働環境改善経費	クーラーボックスは対象になりますか？ 外現場の際に熱中症対策や防寒対策で飲料や保冷グッズを入れて持ち歩くため ※商品URLあり	助成対象になるかどうかは、商品の詳細や導入の目的等を総合的に勘案して判断します。 今回ご質問の充電式保冷温庫については、熱中症対策及び防寒対策の物品として、助成対象です。	R8.6.25
6	労働環境改善経費	熱中症対策備品として、冷蔵機能付のクーラーボックスは対象になりますか 現場での日陰を確保するための簡易テントについても対象となるか知りたい。	助成対象になるかどうかは、商品の詳細や導入の目的等を総合的に勘案して判断します。 交付申請を行う際は、「事業計画書」に現状・課題や事業の目的を記載し、商品の詳細がわかるもの（カタログ等）を添付してください。	R8.6.25
7	労働環境改善経費	建設業の許可を取得していますがメインは他業種で作業員もほとんどが他業種です。 建設業に従事しているのは3名ですが空調服を作業員全員に支給した場合は建設業に従事している社員のみが対象となるのでしょうか？ 経口補水液もまとめ買いしても建設業従事者のみが対象となるのでしょうか？	お見込みのとおりです。 この助成金は、建設業における職場の魅力向上や従業員定着などにつながる労働環境の改善等を目的としています。 このため、熱中症対策として、建設事業に従事している労働者（建設労働者）に支給する空調服や経口補水液の購入経費は助成対象となりますが、他の事業に従事している労働者に支給するための購入経費は助成対象となりません。 なお、消耗品（1件あたり10万円未満のもの）の購入費用のみで総額10万円以上（税抜）とならない場合は、建設労働者のために購入するものであっても、助成対象となりません。 （「建設業労働環境改善助成金Q&A」Q5－7参照）	R8.6.25

R8労働環境改善等助成金に係る質問について 【回答】（R8.7.2時点）

※公表にあたり、いただいた質問の表現を一部変更しています。

No	区分	質問内容	回答	掲載日
8	労働環境改善経費	1. 従業員用の休憩室として、コンテナハウス（またはユニットハウス）を新設・購入する場合、労働環境改善経費（就業環境改善施設等）の対象になりますでしょうか。なお、リース・レンタルではなく買い切りでの購入を前提としています。 2. 上記が対象となる場合、設置場所が自社事業所の敷地内（広島県内）であり、申請者の従業員が使用するものであれば差し支えないという理解でよろしいでしょうか。 3. Q&Aでは「建物の新築・購入（不動産取得）」は対象外とされていますが、コンテナ・ユニットハウスがこれに該当するか否かの判断基準（例：基礎への固定の有無、建築確認の要否 など）がございましたらご教示ください。 4. 休憩室への「エアコンの設置」は対象という理解でよろしいでしょうか。 5. 休憩室で使用する机・椅子等の什器・備品は、対象になりますでしょうか（総額10万円以上を前提とした場合）。	1. 建設労働者のための休憩室の整備を目的とした購入であれば、助成対象です。 2. お見込みのとおりです。 「建設業労働環境改善助成金Q&A」Q5－2～Q5－4の助成対象とならない事例に該当するような場合は、助成対象となりません。 3. 建物の新築・増築（作業場の拡張）に係るものは、助成対象となりません。（個別の判断となります。） 4. お見込みのとおり、助成対象です。 （「建設業労働環境改善助成金Q&A」Q5－4参照） 5. 休憩室の機能上必要となる備品等は助成対象となります。（休憩用の机、椅子などは助成対象となりますが、娯楽や福利厚生を目的としたものは助成対象となりません。）	R8.6.25
9	労働環境改善経費	工事現場の社員に空調服を支給していませんでしたが一斉に支給することにしました。 1人20,000円程で19人予定です助成金の対象でしょうか？ 経口補水液はまとめて10万円以上購入すれば助成金の対象になるのでしょうか？ 昨年 建設業労働環境改善等助成金で工事現場で使用するミストファン5台購入しました。 今年も購入する場合も対象になるのでしょうか？	熱中症対策として、建設労働者に支給する空調服を購入する経費は、助成対象です。 今回のご質問の場合、空調服と経口補水液の購入金額の合計（税抜）が10万円以上である場合は、助成対象です。 （「建設業労働環境改善助成金Q&A」Q5－7～Q5－8参照） 昨年度の労働環境改善等助成金を利用したことによる申請の制限は設けていませんが、不自然な購入については、助成対象と認められないことがあります。申請する際は、事業計画書に、現状・課題や事業の目的などを具体的に記載してください。	R8.6.25
10	労働環境改善経費	荷揚げ作業の電動化・自動化 ※カタログ添付あり 人力で行っていた重量物の運搬や揚げ降ろしを、電動ウィンチに置き換えることで、腰痛などの身体的負荷を大幅に軽減できます。 人員の大幅削減、作業効率アップ、安全性の向上が見込める	助成対象になるかどうかは、商品の詳細や導入の目的等を総合的に勘案して判断します。 今回ご質問の物品については、直接、建設工事の安全性・生産性向上に資するものであれば、助成対象です。	R8.6.25

R8労働環境改善等助成金に係る質問について 【回答】（R8.7.2時点）

※公表にあたり、いただいた質問の表現を一部変更しています。

No	区分	質問内容	回答	掲載日
11	共通	提出書類6の求人情報サイトの採用ページですが、全国向けのマイナビの求人資料では不可でしょうか？	民間の求人情報サイトに掲載している場合でも問題ありません。 なお、「県内の営業所で雇用する建設労働者」に係る求人である必要があります。	R8.6.25
12	労働環境改善経費	CADソフトは助成対象となりますでしょうか。（カタログ添付） 助成対象項目、生産性向上の観点において、建設工事において施工図作成、中国電力申請図面作成、所轄消防署申請用図面作成、電子納品用図面作成において、人材不足のなか建設業設備工事（電気・機械）に特化したCADソフトを導入することにより、格段の生産性の向上が見込まれます。また、販売元、開発元ともサポート体制も充実しており、信頼のできる業者であります。	助成対象になるかどうかは、商品の詳細や導入の目的等を総合的に勘案して判断します。 今回ご質問の物品については、直接、建設工事の生産性向上に資するものであるため、助成対象です。 ただし、リースやレンタルの場合は助成対象となりません。 また、次の費用は助成対象となりません。（見積書に含まれていても問題ありませんが、助成対象経費からは除きます。） ・システムの保守に係る費用 ・サブスクリプションに係る費用 ・その他サポートサービス等に係る費用	R8.6.25
13	資格取得経費	7月1級土木施工管理技士の試験に対する費用などの支払がR8年1月から3月に済んでいます。 該当しますでしょうか？	交付決定前に事業に着手（申込み）しているものは、助成対象となりません。 助成金の交付決定後に受講等の申込みを行うことができ、かつ、令和9年1月31日までに資格を取得（複数回に分割して行われる資格試験については、該当回の合格発表）できるものが、助成対象となります。 （「建設業労働環境改善助成金Q&A」Q6－4参照）	R8.6.25
14	労働環境改善経費	建設業労働環境改善等助成金を用いて、各現場の担当者にファン付き作業服と熱中症対策キットを具備させたいと検討しております。 ファン付き作業服、熱中症対策キットともに「労働環境改善経費」中の消耗品にあたりかと思いますが、募集要領 第4助成金の交付申請等 3 【提出書類一覧（交付申請）】【労働環境改善経費に係る申請のみ】カ 当該事業を実施する場所の位置図 キ事業実施前の状態が分かる写真 ク整備内容が分かる書類 のカ・キ・クの書類提出は必要でしょうか。 ファン付き作業服は現場担当者が着用し熱中症対策キットは現場に持参させようと考えております。書類提出が必要かどうか、ご教示をいただけますようお願い致します。	ファン付き作業服や熱中症対策キットを購入する場合は、次のとおりです。 「当該事業を実施する場所の位置図」……………不要（移動させて使うため） 「事業実施前の状態が分かる写真」……………不要（移動させて使うため） 「整備内容が分かる書類」（カタログ等）…必要（消耗品購入でも必須）	R8.6.25

R8労働環境改善等助成金に係る質問について 【回答】（R8.7.2時点）

※公表にあたり、いただいた質問の表現を一部変更しています。

No	区分	質問内容	回答	掲載日
15	労働環境改善経費	熱中症対策として、「飲める氷が作れる冷凍庫」の購入を考えております。補助金対象になりますでしょうか？ ※カタログ添付あり	助成対象になるかどうかは、商品の詳細や導入の目的等を総合的に勘案して判断します。 今回ご質問の充電式保冷温庫については、熱中症対策及び防寒対策の物品として、助成対象です。	R8.7.2
16	労働環境改善経費	【購入目的】 夏季の屋外作業現場における熱中症予防および従業員の健康確保のため。 【購入予定品】 ※カタログ添付あり ① 熱中対策水 パウチレモン味（凍結可能な飲料） → 凍結し持参。現場作業時の水分・塩分補給のため ② アイスノン 頭を冷やすスプレー → 作業中の身体冷却および熱中症予防のため ③ アイスノン 爆冷スプレー → 作業時の身体冷却および熱中症予防のため ④ 熱中対策水（日向夏味・レモン味・アセロラ味） → 現場作業時の水分・塩分補給のため	助成対象になるかどうかは、商品の詳細や導入の目的等を総合的に勘案して判断します。 今回ご質問の①～④の消耗品については、熱中症対策の物品として、助成対象です。	R8.7.2

R8労働環境改善等助成金に係る質問について 【回答】（R8.7.2時点）

※公表にあたり、いただいた質問の表現を一部変更しています。

No	区分	質問内容	回答	掲載日
17	資格取得 経費	【事業者概要】 ・広島県内に所在する建設業者 ・従業員数：8名 【受講予定の講習】 ・講習名：令和8年度 配水管工技能講習会「配水管工技能講習会（小口径管）（3日間）」 ・実施機関：公益社団法人 日本水道協会 ・受講予定者数：2名 ・受講場所：県外会場（支給決定後に受講申込みを行う予定であり、業務日程との調整のうえ決定予定） ※申込状況によっては埼玉県川口市会場を予定 ・受講日：未定（支給決定後に決定予定） なお、本講習の修了者は「配水管技能者」として登録され、施工可能な業務・現場の拡大につながる予定です。 【県外受講となる理由】 広島県内での開催状況を確認したところ、当該年度に受講可能な県内会場の日程が既に終了しているため、県外会場での受講を予定しております。 【旅費・宿泊費について】 当該講習は3日間の日程で実施されます。 ・第1日目の開始時刻が8時45分であるため、前日から現地入りする必要があります。 ・最終日は17時に終了予定であり、作業服からの着替え等が必要であるため、終了当日の移動が困難であることから、最終日も宿泊し、翌日に帰路につく予定です。 つきましては、次の点についてご教示いただけますでしょうか。 【確認事項】 ① 上記講習会の受講料及び旅費・宿泊費は、助成対象経費として申請可能でしょうか。 ② 県内で受講可能な日程がないため県外会場を受講する予定ですが、上記理由は県外受講に係る合理的な理由として認められるでしょうか。 ③ 「実施予定事業に係る見積書の写し」について、講習会受講の場合は比較見積書の提出は不要でしょうか。 また、旅費及び宿泊費については、どのような方法で見積額を算出・比較すればよいでしょうか。	①助成金の目的から、原則として、業務上必要となる建設関係の資格は、法令に定めのある資格、免許及び技能講習（施工管理技士や基幹技能者などの営業所技術者になることができる資格、大型・中型免許、小型移動式クレーン運転技能講習等）を助成対象としています。 上記に該当しない講習等は助成対象となりません。 ②上記①のとおり、当該講習の受講料は助成対象となりません。 ③上記①のとおり、当該講習の受講料は助成対象となりません。	R8.7.2